

県と三団体との意見交換会議事録（30年度）

- 1 日 時 平成 30年11月7日 13時30分から
2 場 所 県庁 本庁舎 地階
元気づくり総本部・総務部会議室
3 出席者

・鳥取県（7名）

総務部	営繕課	参事監兼課長	宮 脇	儀 裕
		参 事	下 田	悟
		課長補佐	松 村	謙一郎
		課長補佐	岩 村	英 明
		課長補佐	西 山	孝 志
		課長補佐	堀	雅 貴
県土整備部	県土総務課	課長補佐	竹 内	友 徳

・（鳥取県管工事業協会）（4名）

会 長（三団体会長）	長谷川	泉
副会長（東部支部長）	荒 川	恵
副会長（西部支部長）	橋 本	秀 秋
事務局長	中 島	睦 郎

・（鳥取県電業協会）（5名）

会 長	伊 藤	憲 吉
副会長（東部支部長）	岡 本	安 量
副会長（中部支部長）	長 田	昭 人
副会長（西部支部長）	金 山	福 雄
事務局長	太田垣	順

・（鳥取県造園建設業協会）（3名）

会 長	西 谷	勝 之
副会長	西 尾	壽 嗣
副会長	門 脇	敏 夫

1 挨拶

- ・長谷川会長 4項目出させて頂いておりますので、忌憚のない意見交換をよろしくお願いします。
- 宮脇参事監 午前中、電業協会の方々とは意見交換を行い、働き方改革、担い手確保についての意見交換が主となりました。営繕工事では、最近造園業への発注は少ないのですが、今日は3

団体さんより県工事についてご意見を頂き、見直すべき点は見直すこととしたいと思いますので、よろしく願います。

2 意見交換会

【概要】

専門工事業三団体から事前に提出した「意見、要望」について議論した。結論が出ないもの、最終決着しなかったものも有るが、要点のみ記載した。

(1) 同日開札の見直しについて

「受注額減点の基準日は開札日の前日の数値」となっている為、同日に開札がある場合、同業者が複数件、落札してしまうという事例があります。このように、落札後、受注額点が更新されないまま、次の公募案件が開札される状況がありますので、受注減点の速やかな反映を要望いたします。専門工事業は工事件数が少ない為、受注できず工事成績等が上がらない業者が少なくありません。少しでも受注業者を増やし、業界の活性化の為に、同業者の同日複数件落札を防ぐ方策として、開札日をずらす・取り抜け方式を採用する などのご検討をお願い致します。

(県) 災害や年度末などの特別な場合を除き、開札日をずらすよう指導しているところ。専門工事業は、工事件数も少ないので、対応は可能と考えており、改めて指導したい。

(営繕課補足)

ここ三年間を調べてみたところ、東部管内においてH28年度4件(電気2、管2)、H29年度1件(電気1)の同条件、同時開札があり、H29年度の1件については、同じ業者での落札となっていた。1度の審査会で、同条件同時開札は2件までという運用があつてのことであるが、県土整備部より説明があつたとおり設備工事は開札日をずらすよう対応したい。

(三団体) 了解

(2) 施工能力点数(受注額)について

施工能力点数内訳のうち、受注額の点数は工事請負により減点されていく方式ですが、現状では、単年度ごとに元に戻るようなシステムになっていると思います。

現在業界においては施工業者数も増えており、需要と供給のバランスが取れておらず、工事減少に伴い、施工業者の中には受注できず実績を上げることが出来ない状況でもあります。総合評定値に於いては、P点は2年平均で決定します。

以上をかんがみて、受注減点数は現状の単年度はなく2年継続とし、より多

くの業者が県工事の受注額をあげられるよう取り扱いをお願い申し上げます。

(県) 総合評価の評価項目については、他の団体からも様々な意見をいただいているところ。よりよい制度にしていきたく、各団体の意見を聞きながら必要に応じて検討していきたい。

(三団体) 前向きに検討して頂きたい。

(3) 登録基幹技能者の主任技術者への認定について

国土交通省が平成30年4月1日より登録基幹技能者を、主任技術者の要件を満たすものとして認定しましたが、鳥取県の対応は如何でしょうか。

(県) 建設業法の改正事項であり、鳥取県でも県土整備部より県内関係部局等に主任技術者として取り扱うよう通知されている。但し、監理技術者としての取り扱いは出来ないの、ご注意ください。

(三団体) 了解。

(4) 下請け契約及び下請代金支払の適正化等について

平成30年8月、国交省から県土整備部長及び建設業団体(長)宛に「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」の文書で、指導要請が有りました。

このことについて県は、建設業団体に対してどの様な指導、対応をされるのか教えて頂きたい。

(県) 県土整備部では、国土交通省からの通知に基づき、県庁内、建設関係団体に対して文書を発出し周知徹底を図っている。また実態調査も実施するなどして、適正化に取り組んでいるところ。

営繕課では、昨年度から鳥取県建設業協会に対して、「下請業者への適正な法定福利費の支払い」等について文書要請しているところ。

また、県の出先機関にも、施工体制台帳に添付される見積書の単価に安すぎる者が無いか、法定福利費が記載されているか、記載されていない場合の改善指導、悪質な場合県土総務と連携し指導、工事成績への反映も検討していくとして、周知を図っているところ。

(三団体) 土木工事はよくなった。注文書もすぐ作成してくれるが、建築工事が遅れている。

注文書なしで着工させるような業者が多く、経営審査でペナルティを与えとか出来ないか。(特にB級以下の業者)

ある大手住宅メーカーは、電気設備の仮設に際し必要な容量も言わないで一式で工事をさせ、電力会社への負担金まで支払わされる。

工事が完成しても、大概は請求した月に9割の支払い、翌月に残り1割の支払いだ。県から民間工事についても指導出来ないか。

(県) 建築工事は民間が9割で、民間の商習慣によるところがある。受け手側も承知の中で工事を請けているところもあると考えられる。

業界全体での意識を変えなければ困難。以前よりは相当改善してきていると思うので、我々も言い続けるので、専門工事の方でも言い続けて欲しい。

3 【県からの議題】

(1) 公立小中学校の空調設備整備工事について

(県) 午前中の電業協会との意見交換でも話したが、小中学校の空調整備について国の補正予算が来年度限りで計上となる。県教育委員会にも管、電気の県内業者への協力依頼を行うよう依頼が来ているので、この場を借りて協力をお願いします。

(三団体) 米子市からは管、電業、設備設計が呼ばれて、3者で協力しながらという方向。

鳥取市は、管工事の市内A級でJVを組んで設計から対応。市から窓口はひとつにという考え方で呼ばれた。

(県) 財源の乏しい中、補助で出来るだけ多く整備したいのが地元自治体の思いだと思う。市はサウンディングの結果で整備方法を判断されるだろうが、できる限りの協力をお願いします。

以上